

## 省エネ改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

地球温暖化防止などの環境問題への対応を目指し、既存住宅の省エネ改修の促進を図るため、一定の省エネ改修工事を行った住宅について固定資産税を減額する制度があります。

### 1 減額される家屋の要件

家屋の種類	<ul style="list-style-type: none"><li>平成 20 年 1 月 1 日以前から建っている住宅であること<ul style="list-style-type: none"><li>※賃貸住宅は制度の対象外</li><li>※併用住宅は居住部分が 2 分の 1 以上あるもの</li></ul></li><li>改修後の床面積が 50 m<sup>2</sup>以上 280 m<sup>2</sup>以下であること</li></ul>
工事の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>補助金を除く自己負担が 50 万円を超えていること</li><li>次の(1)の工事、又は(1)とあわせて(2)～(4)の工事を令和 4 年 3 月 31 日までに完了すること<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 窓の断熱改修工事（複層ガラス化など）【必須工事】</li><li>(2) 床の断熱改修工事</li><li>(3) 天井の断熱改修工事</li><li>(4) 壁の断熱改修工事</li></ul></li><li>改修部位がいずれも現行の省エネ基準相当に新たに適合すること</li></ul>

### 2 減額される内容

改修工事が完了した年の翌年度分について、当該家屋の床面積 120 m<sup>2</sup>までの固定資産税を 3 分の 1 減額します。

### 3 申告の手続き方法

改修工事の完了後、**3 か月以内**に以下の書類を税務課まで提出してください。

- (1) 省エネ改修工事による固定資産税減額申告書
- (2) 増改築等工事証明書
- (3) 領収証の写し
- (4) 改修前の床面積が 50 m<sup>2</sup>未満であった場合は、改修後の家屋平面図（寸法がわかるもの）
- (5) 補助金等の内容を確認できる書類（補助金等を受けている場合のみ）

#### 4 注意事項

- ・「耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度」との併用はできません。
- ・この減額制度は一戸につき一度しか受けることができません。
- ・土地についての減額はありません。

#### ※ 改修により長期優良住宅となった場合

改修により認定長期優良住宅となった場合は、改修工事が完了した年の翌年度分について、当該家屋の床面積 120 ㎡までの固定資産税を 3 分の 2 減額します。

詳しくはお問合せください。

－問合せ先－

〒932-8611

富山県小矢部市本町 1 番 1 号

小矢部市 総務部 税務課 資産税担当

電話 0766-67-1760 (内線 709、722、726、727)